令和６年度

償却資産（固定資産税）の申告の手引き

申 告 期 限　 令 和 ６ 年 １ 月 31 日 （水）

償却資産申告書の提出は電子申告（エルタックス）、または窓口、郵送で

窓口でご提出の方は

企画総務部 税務課 固定資産税担当
（猪名川町役場１階７番窓口）
受付時間
午前８時 45 分～午後５時 30 分
（土・日・祝日・年末年始を除く）

郵送でご提出の方は

〒666-0292
兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の１
猪名川町企画総務部税務課
固定資産税担当
＊申告書の控えに受付印が必要な場合は、
２ページを参照してください。

電子申告については２ページを参照してください。

目　次

1	償却資産とは	1
2	申告について	
	申告していただく方	1
	申告方式	1
	提出していただく書類	2
	申告の対象となる資産／ならない資産	3
	国税との主な違い	4
	家屋と償却資産の区分	4～5
3	税額等の算出方法について	6～7
4	非課税及び特例資産について	7
5	減免について	7
6	申告内容の調査について	7
7	申告書の書き方	8～10
8	個人番号・法人番号の記載について	10

兵 庫 県　 猪 名 川 町

1　償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいい、固定資産税が課税されます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる機械・器具・備品等が対象となります。

●資産の種類と主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の例示	
1	構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設の外構工事、看板（広告塔等）、テニスコート、ゴルフ練習場設備、ビニールハウス等
		建物附属設備	建築設備、家屋の賃借人が施した内装等、受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、電力引込設備、ＬＡＮ設備等 （５ページ「家屋と償却資産の区分表」を参照してください。）
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、太陽光発電設備等	
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）、最高速度が35km/h以上の農耕用車両（軽自動車税対象のものを除く）等	
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等	

2　申告について

●申告していただく方

令和６年１月１日現在、猪名川町内で事業を営んでいる個人または法人及び猪名川町内に貸付資産を有する個人または法人です。申告書が届いた方で償却資産をお持ちでない方も、該当資産がないことを備考欄に記入して申告書を必ず提出してください。

償却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて申告するのではなく、共有名義で申告してください。
（例：猪名川　太郎　外２名）

●申告方式

①増減申告

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。評価額等の計算は町が行います。

②全資産申告

賦課期日（１月１日）に所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したものを申告していただく方式です。

※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

●提出していただく書類

償却資産申告書及び種類別明細書は猪名川町ホームページ(https://www.town.inagawa.lg.jp)よりダウンロードすることができます。

<table>
<tr><th rowspan="4" colspan="2">申告していただく方</th><th colspan="2">申告していただく資産</th><th colspan="3">提出書類・様式</th></tr>
<tr><th rowspan="3">令和６年１月１日
現在において
所有されている
全ての償却資産</th><th rowspan="3">令和５年１月２日
から
令和６年１月１日
までの間に
増加又は減少した
償却資産</th><th>償却資産申告書</th><th colspan="2">種類別明細書</th></tr>
<tr><th rowspan="2">第 26 号様式</th><th>別表 1</th><th>別表 2</th></tr>
<tr><th>増加資産・
全資産用</th><th>減少資産用</th></tr>
<tr><td rowspan="5">①増減申告</td><td>初めて申告される方</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>増加又は減少した資産のある方</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○＊1</td><td>○＊1</td></tr>
<tr><td>増加又は減少した資産のない方</td><td></td><td></td><td>○＊2</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>廃業又は資産所在地を町外に移転された方</td><td></td><td>○</td><td>○＊3</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>償却資産を所有されていない方</td><td></td><td></td><td>○＊4</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">②全資産申告</td><td>初めて申告される方</td><td rowspan="2">○＊5</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○＊5</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>前年以前に全資産申告により申告された方</td></tr>
<tr><td>廃業又は資産所在地を町外に移転された方</td><td></td><td></td><td>○＊3</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>償却資産を所有されていない方</td><td></td><td></td><td>○＊4</td><td></td><td></td></tr>
</table>

＊1　種類別明細書は増減に応じて提出してください。

＊2　申告書「18 備考欄」の「資産増減なし」に☑してください。

＊3　申告書「18 備考欄」にその旨（令和５年３月廃業」等）を記載してください。

＊4　申告書「18 備考欄」の「該当資産なし」に☑してください。

＊5　全資産申告で申告される場合は、評価額等を算出してください。計算方法については、6 ページを参照してください。

※その他申告書や種類別明細書の記載方法については、8～10 ページを参照してください。

郵送により申告書を提出される方へ

控用に受付印を必要とされる方は、控用の申告書と返信用封筒（住所、会社名（氏名）を記入し、切手を貼ったもの）を同封のうえ、猪名川町企画総務部税務課固定資産税担当まで提出してください。

電子申告（エルタックス）について

猪名川町では、インターネット（地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス））を利用して償却資産の申告を受け付けています。

eLTAX の利用については、利用届出が必要となります。詳しくは、ホームページをご覧いただくか、ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページアドレス　https://www.eltax.lta.go.jp

eLTAX ヘルプデスク　電話：0570-081459（左記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019）

（9：00～17：00 受付（土・日・祝日・年末年始を除く））

●申告の対象となる資産

令和６年１月１日現在において、**事業の用に供することができる資産**で、**次に掲げる資産も申告が必要**です。

①簿外資産（固定資産台帳等の帳簿に記載されていない資産）

②税務会計上耐用年数を経過した償却済資産（資産を事業用に使用している場合、耐用年数が経過していても申告が必要です。）

③建設仮勘定で経理されている資産

④遊休又は未稼働の資産

⑤改良費（資産の使用可能期間の延長又は価値の増加をもたらす等の積極的な資本的支出）

⑥福利厚生用資産

⑦租税特別措置法による即時償却等の適用資産

※所有する固定資産台帳との突合を行い、申告もれがないようご注意ください。

●申告の対象とならない資産

①自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等（例：小型フォークリフト等）

②無形固定資産（例：鉱業権、特許権、ソフトウェア）

③繰延資産（例：創立費、開業費、開発費）

④少額資産等

・取得価額が 10 万円未満又は耐用年数が 1 年未満の償却資産について、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入されるもの

・取得価額が 20 万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して 3 年間で減価償却を行うもの

・法人税法第 64 条の 2 項第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のもの（平成 20 年 4 月 1 日以降締結分）

少額の減価償却資産の取り扱い

<table>
<tr><th rowspan="2">償却方法</th><th colspan="4">取得価額</th></tr>
<tr><th>10 万円未満</th><th>10 万円以上
20 万円未満</th><th>20 万円以上
30 万円未満</th><th>30 万円以上</th></tr>
<tr><td>個別減価償却　（＊1）</td><td colspan="4">申告対象</td></tr>
<tr><td>中小企業特例　（＊2）</td><td colspan="3">申告対象</td><td></td></tr>
<tr><td>一時損金算入　（＊3）</td><td>申告対象外</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3 年一括償却　（＊4）</td><td colspan="2">申告対象外</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2">申告対象</td></tr>
</table>

(＊1)　個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(＊2)　中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日に取得した資産となります。

(＊3)　法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

(＊4)　法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

●国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い
減価償却計算の基準日	賦課期日（1 月 1 日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	実質的に旧定率法のみ	定率法・定額法等の選択制度（建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められない	認められる
特別償却・割増償却	認められない	認められる
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	金額にかかわらず、認められない	認められる
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

●家屋と償却資産の区分

①家屋の附帯設備（建築設備）について

ア 家屋として評価するもの…家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの
例）電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等

イ 償却資産として評価するもの…取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるもの
独立した機器としての性格の強いもの

○内装工事
例）パーテーション、ブラインド、カーテン、メールボックス等

○特定の生産又は業務用設備等
例）冷凍倉庫における冷凍設備、ホテルや病院における厨房設備
精密機械工場内の空調設備や集塵設備、ボイラー設備等

○屋外構築物
例）屋外電気設備、門、塀、花壇、ネオンサイン、広告塔、ライトアップ工事等

○器具・備品
例）電話機器、スピーカー、マイク、アンプ、停車場における列車やバスの発着表示、広告看板等

②特定附帯設備について

特定附帯設備…家屋の附帯設備のうち家屋の所有者以外の者であるテナント等が、その事業の用に取り付けた建築設備や内部仕上げ材等の附帯設備
例）テナントが設置した床、壁、天井仕上、店舗造作等一式等

＊特定附帯設備は、テナント等の事業の用に供することができる資産である場合に限り、テナント等を所有者とみなし、特定附帯設備のうち家屋に属する部分は、償却資産とみなし、課税することができるとする制度です。（地方税法第 343 条第10項）

特定附帯設備については、テナント等の方が償却資産として申告することになります。

家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分	
			家屋＊	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○
	中央監視設備	設備一式		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線、端子盤等	○	
	ＬＡＮ設備	設備一式		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像器（テレビ）、カメラ		○
		配管、配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○
		エスカレーター、エレベーター等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等		○
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス機器（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		○
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、衝立、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）		○

＊家屋の附帯設備のうち**家屋と設備等の所有関係が異なる場合**（地方税法第 343 条第10項の規定が適用される場合）、上記の表の「家屋」に区分されている設備等については、**償却資産**として取り扱われます。

3 税額等の算出方法について

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の 5%を下回った場合は、取得価額の 5%が評価額となります。

●前年中に取得した償却資産の評価額

評価額＝取得価額×（1－減価率/2）

例） [取得価額] 20,000,000 円 [耐用年数] 10 年
[減価率] 0.206 [取得年月] 令和５年５月

評価額＝20,000,000 円×（1-0.206/2）
=20,000,000 円×0.897
＝17,940,000 円

●前年前に取得した償却資産の評価額

評価額＝前年度の評価額×（1-減価率）

例） [前年度の評価額] 17,940,000 円 [耐用年数] 10 年
[減価率] 0.206

評価額＝17,940,000 円×（1-0.206）
=17,940,000 円×0.794
＝14,244,360 円

●耐用年数に応じた減価率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	**19**	0.114	0.943	0.886	**36**	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	**20**	0.109	0.945	0.891	**37**	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	**21**	0.104	0.948	0.896	**38**	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	**22**	0.099	0.950	0.901	**39**	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	**23**	0.095	0.952	0.905	**40**	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	**24**	0.092	0.954	0.908	**41**	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	**25**	0.088	0.956	0.912	**42**	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	**26**	0.085	0.957	0.915	**43**	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	**27**	0.082	0.959	0.918	**44**	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	**28**	0.079	0.960	0.921	**45**	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	**29**	0.076	0.962	0.924	**46**	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	**30**	0.074	0.963	0.926	**47**	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	**31**	0.072	0.964	0.928	**48**	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	**32**	0.069	0.965	0.931	**49**	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	**33**	0.067	0.966	0.933	**50**	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	**34**	0.066	0.967	0.934	**51**	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	**35**	0.064	0.968	0.936	**52**	0.043	0.978	0.957

●税額の計算方法

税額＝課税標準額×税率（1.4%）

・評価額を合計したものが課税標準額になります（1,000 円未満切り捨て）。
・課税標準の特例が適用される資産は、当該資産の評価額に特例率を乗じた額を合計します。
・免税点…課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。
ただし、150 万円未満であっても申告は必要です。
・税額は 100 円未満切り捨てです。

4　非課税及び特例資産について

●非課税の対象となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する非課税の要件を満たす償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有される方は、「固定資産税非課税申請書」を請求のうえ、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともに提出ください。

●課税標準の特例が適用される資産

地方税法で定める特例の要件を満たす償却資産は課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。該当する償却資産を所有される方は、特例内容に係る資料を添付のうえ申告ください。

【特例の対象となる償却資産の一例】
事業所内保育事業用資産、汚水又は廃液処理施設、自家消費型太陽光発電設備、
先端設備導入計画認定設備等

5　減免について

地方税法第 367 条の規定に基づき、猪名川町税条例第 71 条第 1 項、同条例施行規則第 11 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、申請により減免を受けることができます。

該当する償却資産を所有される方は、「固定資産税減免申請書」を請求のうえ、必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともに提出ください。

6　申告内容の調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 408 条に基づいて調査を行っています。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

なお、**申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度（最大 5 年度）まで遡及する場合もあります。**

7 申告書の書き方

●償却資産申告書の記入例

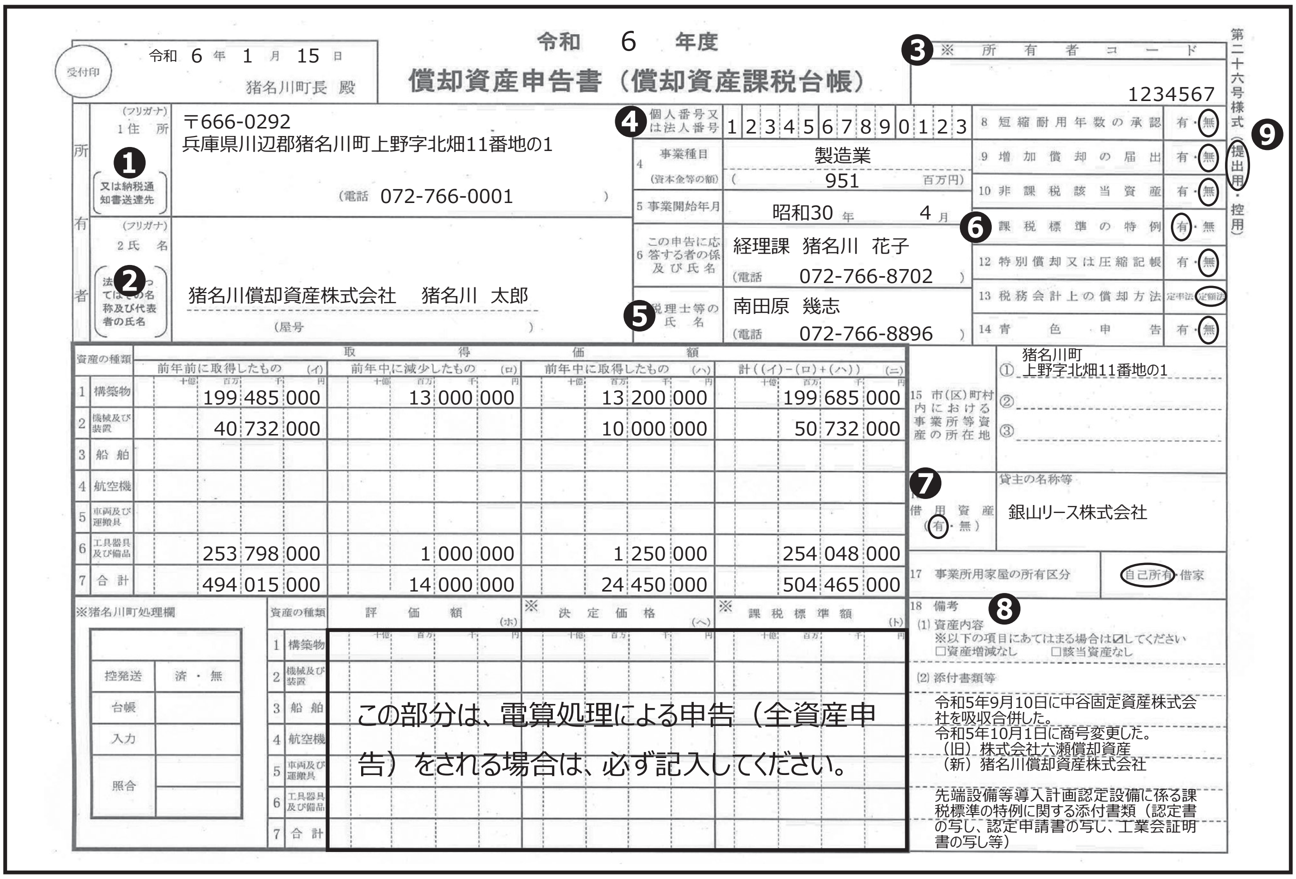

受付印　令和 6 年 1 月 15 日　猪名川町長 殿

令和 6 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

❸ ※ 所有者コード　1234567

第二十六号様式　❾ 提出用・控用

所有者

❶ 1 住所（又は納税通知書送達先）　〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1（電話 072-766-0001）

❷ 2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）　猪名川償却資産株式会社　猪名川 太郎（屋号）

❹ 個人番号又は法人番号　1234567890123

4 事業種目（資本金等の額）　製造業（951 百万円）

5 事業開始年月　昭和30 年 4 月

6 この申告に応答する者の係及び氏名　経理課 猪名川 花子（電話 072-766-8702）

❺ 税理士等の氏名　南田原 幾志（電話 072-766-8896）

8 短縮耐用年数の承認　有・無
9 増加償却の届出　有・無
10 非課税該当資産　有・無
❻ 11 課税標準の特例　有・無
12 特別償却又は圧縮記帳　有・無
13 税務会計上の償却方法　定率法・定額法
14 青色申告　有・無

資産の種類	前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（(イ)−(ロ)+(ハ)）（ニ）
1 構築物	199 485 000	13 000 000	13 200 000	199 685 000
2 機械及び装置	40 732 000		10 000 000	50 732 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具器具及び備品	253 798 000	1 000 000	1 250 000	254 048 000
7 合計	494 015 000	14 000 000	24 450 000	504 465 000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地　① 猪名川町 上野字北畑11番地の1　②　③

❼ 16 借用資産（有・無）　貸主の名称等　銀山リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分　自己所有・借家

※猪名川町処理欄　控発送 済・無　台帳　入力　照合

資産の種類	評価額（ホ）	※決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品			
7 合計			

この部分は、電算処理による申告（全資産申告）をされる場合は、必ず記入してください。

❽ 18 備考
(1) 資産内容
※以下の項目にあてはまる場合は☑してください
□資産増減なし　□該当資産なし
(2) 添付書類等
令和5年9月10日に中谷固定資産株式会社を吸収合併した。
令和5年10月1日に商号変更した。
（旧）株式会社六瀬償却資産
（新）猪名川償却資産株式会社
先端設備等導入計画認定設備に係る課税標準の特例に関する添付書類（認定書の写し、認定申請書の写し、工業会証明書の写し等）

❶	**住所**	記載してください。
❷	**氏名**	記載してください。
❸	**所有者コード**	固定資産税・都市計画税納税通知書の「通知番号」又は償却資産種類別明細書の「所有者コード」を転記してください。
❹	**個人番号又は法人番号**	個人の方は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を**右詰め**で記載してください。（本人確認資料の添付については、10ページ参照）
❺	**税理士等の氏名**	経理を税理士に委託している場合は、税理士の氏名、電話番号を記入してください。
❻	**課税標準の特例**	課税標準の特例該当の資産等がある場合は、「有」に○をつけ、「18 備考欄」にその添付書類の名称を記載してください。
❼	**借用資産**	借用資産（リース資産）がある場合は、「有」に○をつけ、貸主の名称を記載してください。
❽	**備考**	次のような事項を記載してください。 (1)資産内容 ①資産の増減がない場合…「資産増減なし」に☑してください。 ②資産を所有していない場合…「該当資産なし」に☑してください。 (2)添付資料等 ①住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由（商号変更等）、異動年月日、旧住所、旧氏名等 ②前年中に廃業した場合…「令和５年３月廃業」等 ③課税標準の特例や耐用年数の短縮等を適用した資産を所有の場合は、その添付書類等の名称
❾	**提出用・控用**	「提出用」「控用」のいずれかに○をつけてください。

●種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和 6 年度　種類別明細書（増加資産・全資産用）

❶ 所有者コード：1234567

所有者名：猪名川償却資産株式会社

❷ 1 枚のうち 1 枚目

行番号	❸ 種類	資産コード	❹ 資産の名称等	❺ 数量	❻ 取得年月（年号・年・月）	❼ 取得価額	❽ 耐用年数	価額／課税標準の特例／課税標準額	❾ 増加事由	❿ 摘要
01	1	記載する必要はありません。	店内内装工事	1	5 5 4	3 200000	15	この部分は、電算処理による申告（全資産申告）をされる場合は、必ず記入してください。	1	
02	1		外構工事	1	5 5 4	10 000000	15		1	
03	2		印刷検査機	1	5 5 2	10 000000	8		1	特例
04	6		事務机	5	5 5 7	500000	2		2	中古
05	6		パソコン	10	4 25 10	750000	4		3	○○市から
小計				18		24 450000				

注意　「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動による受入れ、４その他のいずれかに○印を付けてください。

❶…申告書に記載の所有者コードを転記してください。

❷…種類別明細書（増加資産・全資産用）のページ数を記載してください。

❸…資産の種類に応じて次の数字を記載してください。

構築物…1　　機械及び装置…2　　船舶…3

航空機…4　　車両及び運搬具…5　　工具、器具及び備品…6

❹…資産の名称を記載してください。

❺…資産の数量を記載してください。

❻…取得年月を記載してください。年号については、令和＝５、平成＝４、昭和＝３としてください。

＊1 月 1 日に取得した場合は、便宜的に、その前年の 12 月を取得年月としてください。

❼…資産を取得するために要した費用（付帯費を含む）を記載してください。

＊所得税法・法人税法に規定する圧縮記帳の該当分は減額しないでください。

＊消費税の取り扱いについては、税抜経理方式を採用されている場合は、消費税を含まない額、税込経理方式を採用されている場合は、消費税を含む額が取得価額となります。

❽…「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）別表第 1、第 2 及び第 5 から第 6 までに掲げる耐用年数を記載してください。

＊短縮耐用年数又は見積耐用年数を採用している場合には、その耐用年数を記載してください。

❾…資産を取得した理由について、該当する番号を○で囲んでください。

新品取得…1　　中古品取得…2　　移動による受け入れ…3　　その他…4

❿…資産の価格の決定等に必要な特記事項について記載してください。

例）課税標準の特例の適用を受ける資産…「特例」

見積耐用年数を適用している資産…「中古」

移動による受け入れのあった資産…「○○市（町・村）から」

●種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 6 年度　**種類別明細書（減少資産用）**

❶ 所有者コード：1234567

所有者名：猪名川償却資産株式会社　❷ 1 枚のうち 1 枚目

（第二十六号様式別表二（提出用・控用））

行番号	資産の種類	❸ 抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	申告年度	❹ 減少の事由（1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他）	❺ 区分（1 全部 2 一部）	❻ 摘要
01	1	100000009	店内内装工事	1	4	4	5	3000000			1・②・3・4	①・2	
02	1	100000003	外構工事	1	4	4	5	10000000			1・②・3・4	①・2	
03	6	600000158	パソコン	5	4	23	10	1000000			1・2・③・4	1・②	○○市へ移動 10台中5台分の取得価額を減少
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
			小計	7				14000000					

❶…申告書に記載の所有者コードを転記してください。

❷…種類別明細書（減少資産用）のページ数を記載してください。

❸…償却資産種類別明細書に記載されている「資産番号」を記載してください。

❹…資産が減少した理由について、該当する番号を○で囲んでください。

売却…1　　滅失…2　　移動…3　　その他…4

❺…減少区分について、該当する番号を○で囲んでください。

全部が減少した場合…1　　一部が減少した場合…2

❻…減少した資産について、具体的な事由を記載してください。

例）移動により減少のあった資産…「○○市（町・村）へ移動」

資産の一部が減少した場合…「10 台中 5 台分の取得価額を減少」等

8 個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について

申告書提出の際は、個人番号確認のため、下記の本人確認資料の添付をお願いします。

＊郵送にて提出される場合は、資料の写しを申告書に添付してください。

＊法人の場合は、申告書に法人番号を記載いただければ、本人確認資料の添付は**不要**です。

(電子申告にて申告データを提出される場合も本人確認資料の添付は**不要**です。)

【本人による提出】

番号確認書類	個人番号カード（裏面）、 個人番号記載の住民票の写し　等
身元確認書類	個人番号カード（表面）、 運転免許証、健康保険証被保険者証　等

【代理人による提出】

本人の番号確認資料の写し	個人番号カード（裏面）、 個人番号記載の住民票の写し　等
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード（表面）、 運転免許証、税理士証　等
代理権確認資料	委任状

編集・発行　猪名川町　企画総務部　税務課

〒666-0292　兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の 1
ＴＥＬ：（072）**766-0001**
ＦＡＸ：（072）**766-8896**
直　通：（072）**766-8702**